

外国人留学生選考

外国人留学生選考は、日本国籍を有しない人で、本学各学科・専攻の特色を理解し、専門分野の学びに明確な意欲と熱意をもつ人を対象として行う選考です。

入学時期は2018年10月と2019年4月の2期です。2018年10月に入学した場合の在籍期間は、2021年3月までの2年6か月となります。

(1) 出願資格

次のすべてに該当する者です。

- ① 外国において学校教育における12年の課程を卒業(修了)した者、または、2018年10月入学希望の者で2018年9月30日までに卒業(修了)見込みの者、もしくは、2019年4月入学希望の者で2019年3月31日までに卒業(修了)見込みの者
- ② 日本語教育を相当期間受け、日本語を理解し、本学における授業に充分対応できる者
- ③ 日本国際教育支援協会日本語能力試験2級またはN2以上(10月入学の場合は3級またはN4以上)を取得している者

(2) 出願期間

2018年10月入学と2019年4月入学で、出願期間が異なります。

【2018年10月入学】 2018年5月1日(火)から2018年6月29日(金)17:00必着(日本時間)

【2019年4月入学】 2018年10月1日(月)から2018年12月14日(金)17:00必着(日本時間)

(3) 出願書類

※出願書類(入学願書等)については、鳥取短期大学 入試広報課へ請求してください。

国外在住の場合、国際便で送付します。早めに請求してください。

事前に準備するもの

- ・日本国際教育支援協会日本語能力試験合格証明書(写し)
- ・写真(2枚・たて4cm×よこ3cm) ※入学願書と在留資格認定証明書交付申請書に貼付してください
- ・パスポートの写し(立証書類として必要となります)
- ・卒業証明書(最終学歴にあたる教育機関発行のもの)
- ・在職証明書または在学証明書(在職中・在学中の者のみ)
- ・学費・生活費の支弁に関する書類(下表参照)

A. 本人が支弁する場合	B. 本国から送金により支弁する場合	C. 本人以外の本邦居住者が支弁する場合
<ul style="list-style-type: none">・本人名義の預金残高証明書(日本円で200万円程度)・預金形成書類(本人名義の通帳のコピー等)	<ul style="list-style-type: none">・送金者名義の預金残高証明書	<ul style="list-style-type: none">・経費支弁者の住民票・経費支弁者の課税証明書(総所得が記載されたもの)・経費支弁者の預金残高証明書・経費支弁者の在職証明書(給与所得者の場合)・経費支弁者の営業許可書の写し(自営業の場合)

※上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※外国語で発行された各種証明書類には、日本語に訳したもの(様式自由)を添付してください。

※本学の入学手続および入国手続に関する、手数料等(保証人料、紹介料等)は一切ありません。

(4) 選考方法

書類審査、小論文の内容を総合して判定します。選考結果については、本人に連絡します。

(5) 受験料

25,000円(来学初日に学費と一緒に納めてください)

(6) 納入金

①入学初年度に必要な納入金について

入学金、学費、諸会費等の納入が必要となります。

(以下、金額の単位は円)

区分	学科・専攻	国際文化交流学科	生活学科			幼児教育保育学科
			情報・経営専攻	住居・デザイン専攻	食物栄養専攻	
	入学金	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
学費	授業料	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000
	教育・設備充実費	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	実習費	—	—	—	10,000	30,000
諸会費等	後援会費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	学友会費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	学生教育研究災害傷害保険、 付帯賠償責任保険(2年間分)	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
	合計	1,108,080	1,108,080	1,108,080	1,118,080	1,138,080

※学生教育研究災害傷害保険、付帯賠償責任保険が改定された場合はその改定額とします。

②2年次に必要な納入金

入学金(240,000円)と学生教育研究災害傷害保険・付帯賠償責任保険(2,080円)を除き、同窓会費(10,000円)を加えた下記の金額となります。ただし、学費が改定された場合は、その改定額とします。

区分	学科・専攻	国際文化交流学科	生活学科			幼児教育保育学科
			情報・経営専攻	住居・デザイン専攻	食物栄養専攻	
学費	授業料	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000
	教育・設備充実費	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	実習費	—	—	—	10,000	30,000
諸会費等	後援会費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	学友会費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	同窓会費(2年次のみ)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	合計	876,000	876,000	876,000	886,000	906,000

③2018年10月入学者について(3年次について)

学生教育研究災害傷害保険・付帯賠償責任保険が1年間分(1,140円)必要となります。(その他の追加費用は不要)

④入学金、学費、諸会費等の納入方法について

納入方法には「一括納入」と「分割納入」の2通りがあります。

【一括納入の場合】

下記の金額を来学初日に納入してください。

区分	学科・専攻	国際文化交流学科	生活学科			幼児教育保育学科
			情報・経営専攻	住居・デザイン専攻	食物栄養専攻	
	2018年10月入学	708,080	708,080	708,080	718,080	738,080
	2019年4月入学	1,108,080	1,108,080	1,108,080	1,118,080	1,138,080

【分割納入の場合】

入学金(24万円)および諸会費等(28,080円)を来学初日に納入してください。

- ・残りの初年度納入金と2年次の納入金については、在籍期間の4月、6月、10月、12月の各月に分割して納入する必要があります。
- ・2018年10月入学の場合、在籍期間は、2018年10月～2021年3月の2年6か月となりますが、納入する学費は2年間分となります。
- ・詳しくは、鳥取短期大学 入試広報課までお問い合わせください。

(7) 注意事項

1. 一度提出された出願書類および学費は、いかなる理由があっても返還することができません。
2. 入学決定後、合格した学科以外への転学科は認められません。
3. 入学後、いくつかの授業科目の履修に際して実費を徴収することがあります。
4. 来学初日に納入金額を支払えない場合、入学許可を取り消します。
5. アルバイトは学費、生活費の不足分を補うものとして認めますが、学生本来の学業に支障をきたす場合は一切認めません。

(8) 留学生のための減免制度・奨学金制度

① 留学生授業料減免制度

- ・ 10月入学の留学生は1年次10月の授業料(24万円)と3年次4月の授業料(20万円)が減免されます。
- ・ 4月入学の留学生は1年次4月の授業料(24万円)と2年次10月の授業料(20万円)が減免されます。
- ・ 授業料の減免を希望する場合は、次の条件を満たす必要があります。

【1年次】

- ◆ 入学金(24万円)を全額納入する。
- ◆ 授業料減免願を提出する。

【2年次】(10月入学の場合は【3年次】)

- ◆ それまでの学費を全額納入している。
- ◆ 授業料減免願を提出する。
- ◆ 本学における学業成績・生活態度などについての総合審査に合格する。

② 鳥取県国際交流財団私費留学生奨学金(入学後申請・給付型)

私費外国人留学生のうち、学業を継続する上で経済的援助を必要とする人に対して、鳥取県国際交流財団より月額2万円の奨学金が支給されます。学業成績、人物ともに優秀で、県内の大学に6ヶ月以上在籍し、地域の国際交流活動に貢献している人が対象です。ただし、他の奨学金を受給している人は対象となりません。この奨学金は返済の必要はありません。

③ 倉吉地区ロータリークラブ教育振興基金(入学後申請・給付型)

学業成績、人物ともに優秀で、地域活動に貢献している留学生に倉吉地区ロータリークラブより、年額24万円が支給されます。この奨学金は返済の必要はありません。

④ 留学生受入れ促進プログラム(文部科学省私費外国人留学生学習奨励費)[日本学生支援機構] (入学後申請・給付型)

私費外国人留学生で、学業・人物ともに優秀で経済的に修学が困難な人に日本学生支援機構より月額48,000円の奨学金が1年間支給されます。この奨学金は返済の必要はありません。

※奨学金額が改定された場合はその改定額となります。